

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の
様式を定める省令の一部を改正する省令要旨

- 1 通関業法（昭和42年法律第122号）の一部改正に伴い、通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類への通関士の押印を不要とすることとする。
- 2 この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行の日から施行する。